

# 「加賀市子ども未来基金活用事業」の募集(要綱の見直し)について

資料6

## 【事業の目的】

子どもの視点に立った子どもの居場所づくりの推進のため、「加賀市子ども未来基金」を活用し、「教育」、「生活」、「就労」、「経済」の4つの視点から支援を行う事業を実施する法人、団体等に補助を行う。

## 【実施内容】

### 1 対象事業

- ① 食事を提供する事業      ② 生活支援事業      ③ 学習支援事業
- ④ キャリア形成（職場体験、社会体験）事業      ⑤ その他、子どもの貧困対策として支援を行う事業

### 2 対象事業者

加賀市内に本拠地のある法人もしくは団体・グループ

## 募 集 概 要

募 集 期 間 ( 交 付 決 定 )	前期：4月1日～5月15日（6月上旬） 後期：9月1日～9月30日（10月中旬）
補 助 金 額	① 開設補助：上限15万円 建物の改修等に係る費用、備品等購入費、チラシ等作成費など 事業の立上げ時に必要な経費の4分の3以内の額  ② 備品等購入補助：上限10万円 事業の継続のために最低限必要な備品等の購入費など 必要経費の4分の3以内の額  ③ 運営補助：上限12万円（1万円/月） 食材費、教材費、ボランティア保険料、会場使用料など 運営に必要な経費から利用料金等の収入を除いた額  A 新規事業・・・最大27万円（①+③） B 継続事業・・・最大22万円（②+③）

# 「加賀市子ども未来基金活用事業」の募集(要綱の見直し)について

## 応募要件

以下の要件をすべて満たす事業であること

- ① 年間を通じて、少なくとも月2日（または年24日）以上、1日あたり2時間以上実施すること。
- ② 継続性のある事業であること。
- ③ 実施時に責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制とすること。
- ④ 原則、18歳未満の子どもの利用が5名以上（補助対象団体の構成員の親族を除く。）見込めること。
- ⑤ 補助対象団体が実施する事業の利用者や関係者等特定の者に受入を限定しないこと。
- ⑥ チラシの配布・掲示、ホームページ等により、広く周知を行うこと。
- ⑦ 地域、学校その他関係機関と連携して支援を行うこと。
- ⑧ 食事の提供を行う事業については、事前に管轄の保健所から指導を受ける等、衛生管理を徹底していること。
- ⑨ 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものとする。

## 「加賀市子ども未来基金活用事業」の募集(要綱の見直し)について

### 検討事項

今後、新規事業者等を含む幅広い団体等に活用されるよう、制度の在り方および応募要件等を見直しを行う。

- ① 募集期間について
- ② 補助金額について
- ③ 応募要件について
- ④ その他

### 今後のスケジュール (案)

- ・ 前期募集については、令和8年度は分科会の報告前となるため、現行（4月1日～5月15日）どおり実施予定
- ・ 後期募集までに要綱の見直し案を作成し、新要綱での実施を目指す

※ 今後、基金の利用促進を図るため、主任児童委員や子育て支援団体に意見等をお聞きし要件等見直しも検討していく。